

九州農政局建設工事等契約事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 九州農政局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の競争参加資格審査及び契約に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「省令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(競争参加資格の設定及びその公示)

第2条 令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定並びに令第72条第4項及び特例政令第4条第4項の規定による資格の基本となるべき事項並びに資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示は、会計年度ごとに、特別の事情がある場合を除き、当該年度の受付開始1ヶ月前までに行うものとする。

- 2 前項の公示は、特定調達契約（特例政令第4条第1項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、特例省令第3条に規定する事項についても、併せて官報により行い、その他の契約に係るものにあつては、九州農政局長の指定する場所に掲示して行うものとする。

(契約の種類)

第3条 令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。

- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
 - (2) 測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量、設計等に関する契約をいう。以下同じ。）
- 2 前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表1に掲げるところによるものとする。

(申請の時期及び方法)

第4条 令第72条第2項（令第95条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請の時期は、会計年度ごとに、当該年度開始前の1か月以上の期間とする。ただし、この期間以外の時期においても、随時に申請を受け付けるものとする。

2 申請の方法は、郵送又はインターネットのいずれかによるものとする。ただし、インターネットによる申請は次条第1項に規定する定期の審査に係るもの及び前回の定期の審査を受け第6条第1項に規定する資格を有する者に限るものとする。

(資格の審査)

第5条 九州農政局長は、競争参加資格の審査を2年に1回定期に行い、必要と認めるとき又は前条第1項のただし書の規定による申請があったときは、随時の審査を行うものとし、第2条第1項の規定により定められた資格を有するかどうかを審査し、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付けるものとする。

また、他の農政局長から当該農政局長が受理した資格審査の申請が九州農政局長による資格審査も希望するものである旨及び当該農政局の客観的事項（当該農政局長の審査事項のうち地域的な事項を除いたものをいう。以下同じ。）についての審査結果の通知を受けたときについても同様とする。

2 九州農政局長は、前項の資格審査の申請が他の農政局長による資格審査も希望するものであるときは、その旨及び客観的事項についての審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。

(有資格者等)

第6条 前条第1項、第18条、第19条、第20条及び第26条の規定により等級に格付された者並びに第25条の規定により資格を有すると認められた者を、有資格者とする。

2 前項の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度から翌々年度までの間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

(有資格者とししない者)

第7条 九州農政局長は、次の各号の一に該当する者を、特別の事情がある場合を除き、有資格者とししないものとする。

- (1) 令第70条に該当する者
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第5条の定期の審査にあつては、告示（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が第4条本文により九州農政局長が定める期間の末日の1年7ヶ月前の日以後のもの、第5条の随時の審査にあつては、告示第1第1号の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7ヶ月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
- (5) 数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号までのいずれかに該当する者を含むもの
- (6) 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

（有資格者としなないことができる者）

第8条 九州農政局長は、令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間有資格者としなないことができる。共同企業体で、その構成員に同項に該当する者を含むものについても、また同様とする。

（有資格者名簿）

第9条 九州農政局長は、第5条第1項の規定により資格の審査を行ったときは、速やかに令第72条第3項（令第95条第2項で準用する場合を含む。）に規定する名簿（以下「有資格者名簿」という。）を、契約の種類ごとに、第1号書式（その1）により作成するものとする。

（有資格者名簿の公表等）

第10条 前条に規定する名簿の公表は、第3条第1項第1号の契約にあつては第1号書式（その2）により、同項第2号の契約にあつては第1号書式（その3）により、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するほか、インターネットのホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に定める独立行政法人をいう。以下同じ。）が国の機関の有資格者名簿を使用して競争契約を行う場合に、当該独立行政法人から当該名簿の提供の依頼があつたときは、前条の規定により作成した名簿を提供することができる。

3 前項の規定により有資格者名簿を提供する場合は、第1項に定める名簿についても提供することができる。

(資格審査の結果の通知)

第 1 1 条 九州農政局長は、省令第 4 条に規定する通知を、特別の事情がある場合を除き、定期の審査にあたっては年度開始前に、随時の審査にあたっては審査後速やかに行うものとする。資格がある場合は有資格者の資格区分ごとに商号又は名称、代表者名、所在地、評価点数その他必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。資格がない場合は第 2 号書式の通知書により、それぞれ申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等（法第 2 9 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 九州農政局長は、前項の資格がある場合の通知の際、併せて次条第 1 項から第 3 項までの届出させる内容を通知するものとする。

(変更の届出等)

第 1 2 条 九州農政局長は、申請者又は有資格者が建設業法第 1 2 条（同法第 1 7 条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

2 九州農政局長は、申請者又は有資格者が第 7 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

3 九州農政局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、当該有資格者から、第 3 号書式の競争契約参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。

(1) 住所

(2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号及びメールアドレスを含む。）

(3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

(4) 許可・登録等の状況

(5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）

4 九州農政局長は、前各項の届出があった場合において、当該申請者又は当該有資格者が他の農政局長の資格審査も希望したものであるときは、当該農政局長にその旨通知するものとする。

5 九州農政局長は、第 3 項の届出があったときは、速やかに、第 9 条及び第 1 0 条に定める有資格者名簿を訂正するとともに、その内容を契約担当官等及び第 1 0 条第 2 項の規定により名簿を提供した独立行政法人に通知するものとする。

(資格の有効期間の延長)

第 1 3 条 九州農政局長は、特別の事情により会計年度開始前に第 1 1 条の規定による通知を行うことができないときは、その通知が行われる日まで、前年度の有資格者を当該

年度の有資格者とするものとする。

(資格の取消し)

第14条 契約担当官等は、有資格者が第7条各号に該当し、又は第8条に関係すると認めるときは、直ちに九州農政局長に第4号書式(その1)の資格取消事由報告書を提出するものとする。

2 九州農政局長は、前項の第7条関係の報告又は第12条第1項の届出があった場合は、遅滞なく当該有資格者の資格を取り消すものとし、第8条関係の報告があった場合は、当該有資格者の資格を取り消す必要があるか審査するものとする。

3 九州農政局長は、有資格者の資格を取り消した場合は、その旨を第4号書式(その2)の資格取消通知書により当該者に通知するとともに、契約担当官等に通知するものとする。

(競争参加資格審査会)

第15条 九州農政局長は、次に掲げる事項を行う場合には、競争参加資格審査会(以下「資格審査会」という。)に諮るものとする。

- (1) 第2条第1項の規定による資格の設定
- (2) 第5条第1項、第18条第2項、第19条第2項、第20条第2項及び第26条第2項の規定による資格の審査及び等級の格付
- (3) 前条第2項又は第26条第6項の規定、若しくは第19条第1項においていう「グループ経審取扱通知」及び第20条第1項においていう「持株会社化経審取扱通知」による資格の取消し
- (4) 一定規模以上の建設工事において一般競争入札方式による場合には、次に掲げる事項の決定
 - ア 競争参加資格に関する事項
 - イ 競争参加資格確認資料説明会及び確認資料のヒアリングの実施の必要性の有無
 - ウ 競争参加資格の有無
 - エ 競争参加資格がないと認めた者からその理由の説明を求められた場合の対応
 - オ その他九州農政局長が必要と認める事項

2 資格審査会は、次に掲げる者をもって構成し、九州農政局長が主宰する。

局長、次長、総務部長、生産部長、農村振興部長、地方参事官(事業計画担当)、地方参事官(各省調整担当)、会計課長、畜産課長、設計課長、農村計画課長、土地改良管理課長、農村環境課長、事業計画課長、用地課長、水利整備課長、農地整備課長、防災課長、事務所又は事業所(農林水産省設置法(平成11年法律第98号)第19条に規定する事務所又は事業所をいう。以下同じ。)の長

3 共同企業体のうち特定の建設工事を施行するため結成する共同企業体に係る第1項第

2号及び第3号に掲げる事項を行う場合又は第1項第4号に掲げる事項を行う場合に開く資格審査会は、前項の規定にかかわらず次に掲げる者をもって構成する。

局長、次長、総務部長、会計課長、当該工事に関係する事務を所掌する部長、地方参事官及び課長、当該工事に関係する事務を所掌する事務所又は事業所の長

- 4 資格審査会は、主宰者が招集するものとする。
- 5 資格審査会は、2年に1回定期に開くほか、必要に応じて開くものとする。
- 6 資格審査会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができないものとする。

(秘密の保持)

第16条 資格の審査に従事する職員は、当該審査において知り得た秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第2章 一般競争

第1節 建設工事契約

(申請に必要な書類)

第17条 九州農政局長は、建設工事契約について令第72条第2項に規定する申請の際には、第5号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。

- (1) 営業所一覧表（第6号書式）
 - (2) 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。以下同じ。）の写し
 - (3) 業態調書（第7号書式）
 - (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その2及びその3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し
 - (5) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
 - (6) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- 2 前項の場合において、申請しようとする者が共同企業体であるときは、前項各号に掲げる書類のほかに共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書（第8号書式）を提出させるものとする。
- 3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合であつて、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている組合（以下「適格組合」という。）が等級の格付に当たつての総合点数の算定方法に関する特例（以下「算定特例」という。）を希望するときは、第1項各号に掲げ

る書類のほか、共同企業体等調書（第8号書式）を提出させるものとする。

- 4 第1項第2号の総合評定値通知書の写しについては、共同企業体であるときは当該共同企業体を構成する者に係るものを、適格組合であるときは当該適格組合及び当該適格組合を構成する者に係るものを提出させるものとする。
- 5 申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第1項の規定にかかわらず、九州農政局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。

ただし、申請者が第2項及び第3項に該当する場合は除くものとする。

（合併等により新たに設立された会社に係る手続）

- 第18条 九州農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、合併等により新たに設立された会社となった場合は、再度資格審査の申請（以下「再申請」という。）を行わせることができるものとする。
- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
 - 3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
 - 4 前条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（グループ経審を受審した建設業者に係る手続）

- 第19条 九州農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年8月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知。以下「グループ経審取扱通知」という。）に基づき再申請させることができるものとする。
- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
 - 3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
 - 4 第17条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

(持株会社化経審を受審した建設業者に係る手続)

第20条 九州農政局長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成14年4月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知。以下「持株会社化経審取扱通知」という。）に基づき再申請させることができるものとする。

2 前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第2号書式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。

3 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。

4 第17条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

(等級の格付)

第21条 各地方農政局長は、建設工事契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項
- (2) 専門技術者の状況
- (3) 九州農政局における工事成績

第2節 測量・建設コンサルタント等契約

(申請に必要な書類)

第22条 九州農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について令第72条第2項に規定する申請の際には、第9号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合において、第5号から第7号までに掲げる書類は、その写しをもって代えることができるものとする。

- (1) 測量等実績調書（第10号書式）
- (2) 技術者経歴書（第11号書式）
- (3) 営業所一覧表（第12号書式）
- (4) 財務諸表類
- (5) 登記事項証明書（法人の場合）
- (6) 登録証明書等（登録を受けている場合）

- (7) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 2 及びその 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）
- 2 前項の場合において、申請しようとする者が測量法第 55 条の 8 による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合にあっては、前項第 1 号から第 6 号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- また、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 7 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 7 条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 7 条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した場合にあっては、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項第 1 号から第 6 号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 第 1 項の規定により申請の際に提出させる同項第 4 号及び第 5 号の書類について、添付させることが著しく困難であると認められる場合は、当該書類の記載の事実を確認する他の書類をもって代えることができるものとする。
- 4 申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第 1 項の規定にかかわらず、九州農政局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。

（等級の格付）

- 第 23 条 九州農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、当該者の年間平均測量等実績高、自己資本金額、流動比率、営業年数及び九州農政局における測量等施行成績等を勘案するものとする。

第 3 節 申請の特例

（特例申請書の提出等）

- 第 24 条 九州農政局長は、本要領と同一の取扱いを行っている農林水産省の他の機関（以下「他の機関」という。）において、有資格者とされている者又は当該他の機関に資格審査に係る申請書類を提出している者が、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 27 条の規定による申請書類を提出しようとするときは、当該申請書類の提出に代えて、それぞれ所定の申請書並びに当該他の機関が申請者に通知した資

格確認通知書の写し、建設工事契約にあつては総合評定値通知書の写し及び第7号書式を提出させることができるものとする。この場合において、当該申請書の提出と同時に当該資格確認通知書の写しを提出することができないときは、当該資格確認通知書の交付を受けた後に提出することができるものとする。

（資格の審査等）

第25条 九州農政局長は、前条の規定により申請書類の提出があつた場合は、これを審査し、その内容が適正であると認められるときは、資格を有する者と認め、有資格者名簿に登録するとともに、第13号書式の登録確認通知書により申請者に通知し、その旨を契約担当官等に通知するものとする。

第4節 更生手続又は再生手続開始決定者に係る手続

（更生手続又は再生手続開始決定者に係る再申請）

第26条 九州農政局長は、第6条の規定による有資格者が会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定をされた場合は、再申請を行わせることができるものとする。

- 2 前項の規定による再申請を受けた場合は、直ちに再審査を行わなければならない。
- 3 第11条の規定は、前項の再審査の結果を通知する場合について準用する。
- 4 第1項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
- 5 第2項の規定により有資格者とされた者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。
- 6 更生手続等の開始の決定をされた者が第1項の再申請を行わない場合及び第3項の規定により資格が無い旨通知する場合は、更生手続等を行った際に有していた資格を取り消すことができるものとする。
- 7 第14条第3項の規定は、前項の規定により資格を取り消した場合について準用する。

（再申請に必要な書類）

第27条 前条第1項の規定により再審査を受けようとする者は、第17条又は第22条に規定する申請に必要な書類を更生手続等開始の決定後に作成し、次に掲げる書類を添えて九州農政局長に提出するものとする。

- (1) 更生手続等開始の決定書の写し
- (2) 貸借対照表（更生手続等開始の決定後に作成したもの）及び損益計算書（貸借対照

表を作成する基となった時点までの1年間について作成したもの)

- (3) 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

(再申請に係る等級の格付)

第28条 第21条及び第23条の規定は、前条の規定により申請書類の提出があった場合について準用する。

第5節 一般競争参加者の資格の指定

第28条の2 契約担当官等は、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年農林省訓令第9号）第24条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級を指定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の金額に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができる。

- (1) 特殊な技術、工法、機械又は施設等を必要とする場合
- (2) 特別な建設工事等の経験を必要とする場合
- (3) 地理的条件に適合する者を必要とする場合（特例政令第4条第1項に規定する調達契約を除く。）
- (4) 予定価格の金額に相当する等級の資格を有する者が少数の場合

2 契約担当官等は、九州農政局長の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の金額に相当する等級の2等級以上の上位等級及び下位等級を含めて競争を行わせることができる。

第3章 指名競争

(申請に必要な書類)

第29条 第17条、第18条、第19条、第20条、第22条、第24条及び第27条の規定は、令第95条第2項において準用する令第72条第2項に規定する申請の際に提出させる書類について準用する。

(等級の格付)

第30条 第21条、第23条及び第28条の規定は、指名競争に参加しようとする者を等級に格付する場合に準用する。

(資格の審査及び有資格者名簿)

第31条 指名競争に参加する者の資格が一般競争に参加する者の資格と同一である場合には、一般競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿をもって、指名競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿に代えるものとする。

(指名基準)

第32条 契約担当官等は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付された者のうちから指名するものとする。ただし、指名される者の2分の1を超えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

2 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮し、特定の者に偏らないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 建設工事又は測量・建設コンサルタント等の成績
- (4) 技術的適性
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあつては、この限りでない。
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

3 契約担当官等は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。

4 第18条の規定により新たに有資格者となった者については、「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る受注機会の確保を図るための取扱いについて」(平成27年10月1日付け27農振第1412号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく取扱いをするものとする。

5 グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合には、グループ経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

6 持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合には、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

(指名競争参加者選定委員会)

第33条 九州農政局長は、前条の規定により建設工事の指名競争契約(事務所又は事業所の長に委任されたものを除く。)について競争に参加する者を指名する場合には、指

名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

- 2 指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、九州農政局長が主宰する。

局長、次長、総務部長、会計課長、当該契約に係る事務を所掌する部長、地方参事官及び課長、当該契約に係る事務を所掌する事務所又は事業所の長

- 3 第15条第4項及び第6項の規定は、前項の委員会に準用する。

(事務所等の指名競争参加者選定委員会)

第34条 事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の長は、建設工事の指名競争契約について競争に参加する者を指名する場合には、事務所等の指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

- 2 事務所等の指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、当該事務所等の長が主宰する。

事務所等の長、次長、庶務課長、並びに当該契約に係る事務を所掌する課、建設所、支所及び管理所の長

- 3 第15条第4項及び第6項の規定は、前項の委員会に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約登録者名簿及び業者の選定)

第35条 九州農政局長は、第14号書式により随意契約登録者名簿を作成するものとする。

- 2 前項の登録は、原則として第15号書式の申請書に基づき、信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。

- 3 契約担当官等は、法第29条の3第4項又は第5項の規定により随意契約によろうとするときは、特別の事情がある場合を除き、第1項に規定する随意契約登録者名簿に登録された者又は第9条及び第31条に規定する有資格者名簿に登録された者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

第5章 等級の格付の基準

(等級の格付の基準)

第36条 第5条に規定する契約の種類ごとの等級の格付は、第21条及び第23条に規定する事項について、別記に定める基準により行う。

第6章 雑 則

(苦情の処理)

第37条 九州農政局長は、特例省令第10条の規定により特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員に会計課長を指定するものとする。

(談合対策の連絡体制)

第38条 九州農政局長は、談合情報に対応し公正取引委員会との連絡を行うため、会計課長を連絡担当官とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年12月12日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に建設工事等契約の有資格者とされている者については、その者に係る資格の有効期間の末日までの間、この要領の該当規定によりそれぞれの等級に相当する等級に格付けされた有資格者とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に建設工事等契約の有資格者とされている者については、その者に係る資格の有効期間の末日までの間、この要領の該当規定によりそれぞれの等級に相当する等級に格付けされた有資格者とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前の食糧事務所において、競争参加の有資格者とされている者については、その者にかかる資格の有効期限の末日までの間、この要領の有資格者とみなす。

附 則

本改正は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。

附 則

この要領の施行の際、現に建設工事等契約の有資格者とされている者については、その者に係る資格の有効期間の末日までの間、この要領の該当規定によりそれぞれの等級に相当する等級に格付けされた有資格者とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に建設工事等契約の有資格者とされている者については、その者に係る資格の有効期間の末日までの間、この要領の該当規定によりそれぞれの等級に相当する等級に格付けされた有資格者とみなす。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度においては、第36条第1項第1号イ及び第37条第1項第1号イの「公益社団法人又は公益財団法人」には、平成20年12月1日前に公益法人であった法人を含むものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 12 月 26 日付け国土交通省告示第 1196 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件に基づき建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値の通知を受けている者における審査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。ただし、本改正は平成 31 年度及び平成 32 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成 30 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、本改正のうち、押印省略に伴う様式の見直しを除き、令和 3 年度及び令和 4 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和 2 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、この通知による改正後の規定は、令和 5 年度及び令和 6 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和 4 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

本改正は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、本改正は令和 7 年度及び令和 8 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和 6 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附 則

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本改正は令和 7 年度及び令和 8 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和 6 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

また、本改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降に工事の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用するものとし、令和 7 年 3 月 3 1 日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和 7 年 4 月 1 日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正は、令和 8 年 9 月 1 6 日から施行する。ただし、本改正は令和 9 年度及び令和 10 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和 8 年度における随時の審査については、なお従前の例による。
- 2 等級の区分を行っている「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「舗装工事」において、第 5 条第 1 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条並びに第 26 条の規定に基づき令和 9 年度及び令和 10 年度の競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和 7 年度及び令和 8 年度の競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、九州農政局長が指定する日までに別に定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 前項の申請をした者については、令和 9 年度及び令和 10 年度の競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第 11 条第 1 項に基づき、競争参加資格確認通知書を通知するものとする。

別 記

第1 建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 等級の区分

(1) 土木工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	2 億7,000万円以上	1,950点以上
B	1 億1,000万円以上 2 億7,000万円未満	1,000点以上 1,950点未満
C	4,000万円以上 1 億1,000万円未満	800点以上 1,000点未満
D	4,000万円未満	800点未満

(2) 舗装工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	6,000万円以上	1,250点以上
B	4,000万円以上 6,000万円未満	1,000点以上 1,250点未満
C	4,000万円未満	1,000点未満

(3) 建築工事

等級	工事の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	2 億3,000万円以上	1,300点以上
B	1 億1,000万円以上 2 億3,000万円未満	1,025点以上 1,300点未満
C	4,000万円以上 1 億1,000万円未満	825点以上 1,025点未満
D	4,000万円未満	825点未満

2 総合数値の算定方法

総合数値は、次の算定方法により、建設工事の種類ごとに算定するものとする。

- (1) 経営に関する客観的事項の審査数値 A
- (2) 専門技術者に関する審査数値 B
- (3) 工事成績の審査数値 C
- (4) 審査結果の総合数値算定方式 A + B + C

なお、次のア～カに該当する場合は、その調整等を行うものとする。

ア 協業組合の場合

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合の場合は、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」

（平成27年10月1日付け27農振第1410号農村振興局整備部設計課長通

知)に基づく調整を行うものとする。

イ 事業協同組合の場合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合の場合は、「事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領の制定について」（平成6年11月24日付け6地第959号大臣官房地方課長通知）に基づく算定を行うものとする。

ウ 合併等により新たに設立された会社となった場合

「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る競争参加資格審査の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1413号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

エ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年8月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

オ 平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成14年4月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

カ 共同企業体等の場合

第7条第5号に規定する共同企業体の場合及び第17条第3項に規定する適格組合で算定特例を希望する場合の総合数値は、次により算出（小数点以下第1位を四捨五入）した数値とする。

$$\text{数値} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X_1 = 建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 = 自己資本額及び利払前税引前償却前利益（利益額）に係る評点

Y = 経営状況の評点

Z = 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点

W = その他審査項目（社会性等）の評点

なお、それぞれの評点は、第17条第2項に規定する共同企業体等調書に基づき、次により算定するものとする。

（ア）建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（ X_1 ）は、申請書の「年間平均完成工事高」欄に記載された金額を、別表2の「年間平均完成工事高」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）とする。

（イ）自己資本額及び平均利益額に係る評点（ X_2 ）は、次の①と②で求めた点数を合計して得た数値を2で除した数値（小数点以下切捨て）とする。

① 共同企業体等調書の「自己資本額」の「計」欄に記載された金

額を、別表3の「自己資本の額又は平均自己資本額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を自己資本額の数値とする。なお、自己資本額が負の場合は、0円とみなす。

- ② 共同企業体等調書の「利益額」の「計」欄に記載された金額を、別表4の「平均利益額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を利益額の数値とする。なお、利益額が負の場合は、0円とみなす。

(ウ) 経営状況の評点（Y）は、共同企業体等調書の「経営状況」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除して得た数値（小数点以下第1位を四捨五入）とする。

(エ) 建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点（Z）は、次の①で求めた数値に0.8を乗じたものと②で求めた数値に0.2を乗じたものの合計の数値（小数点以下切捨て）とする。

①申請を希望する工事の種類ごとの「技術職員数値」について、「講習受講（1級技術者で監理技術者資格者証を保有かつ監理技術者講習受講者）」の「計」欄に記載された数を6倍したもの、「1級（前記以外の1級技術者）」の「計」欄に記載された数を5倍したもの、「監理補佐（監理技術者を補佐する者として配置可能な1級技術士補）」の「計」欄に記載された数を4倍したもの、「基幹（基幹技能者（登録基幹技能者講習修了者））」の「計」欄に記載された数を3倍したもの、「2級」の「計」欄に記載された数を2倍したもの及び「その他」の「計」欄の数を合計して得た数値を、別表5の「技術職員数値」に対応させて得た数値を技術職員数の数値とする。

②申請を希望する工事の種類ごとの「元請完成工事高」について、別表6の「年間平均元請完成工事高」に対応させて得た数値を元請完成工事高の数値とする。

(オ) その他の審査項目（社会性等）の評点（W）は、共同企業体等調書の「その他の評価項目」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除した数値（小数点以下第1位を四捨五入）とする。

(カ) 専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値

(キ) 共同企業体での申請における工事成績の付与数値は、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値の2分の1を比較し、大なる数値に次項（3）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

また、共同企業体の実績があり単体での申請における工事成績の付与数値は、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（3）ア・イの方法に準じて割増して得た数値（ただし、工事規模補正（ β ））の係数を求める場合に、共同企業体の請負金額から各構成員の出資比率相当分の金額を算出し、これを請負金

額として用いる。)の2分の1を比較し、大なる数値に次項(3)ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

(ク)「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(平成元年2月15日付け元地第135号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する経常建設共同企業体の場合にあっては、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」に基づく調整を行うものとする。

3 各事項の付与数値

(1) 経営に関する客観的事項の付与数値

申請する直前の総合評定通知書の建設工事の種類ごとの総合評点(P)による。なお、当該総合評点を第11条の規定により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

(2) 専門技術者に関する付与数値

技術士法(昭和32年法律第124号)による技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木又は農業農村工学を選択した者並びに(一社)畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補の職員数に応じて次の算式により、最高50点とする。

ただし、舗装工事及び建築工事にあつては、畑地かんがい技士及び同技士補に係る付与数値は適用しないものとする。

(技術士補+畑地かんがい技士)×4+畑地かんがい技士補×2

(3) 工事成績の付与数値

定期の審査の認定をする年度の前年度末までの4年間に完成した1件の当初の予定価格が400万円を超える工事(以下「対象工事」という。)ごとに、以下のアからウまでの方法により、工事成績の付与数値を算定する。

ア 工事毎の付与数値

地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)(平成28年3月31日27予第1915号大臣官房参事官(経理)通知。以下「評定要領」という。)第3の(1)において工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績評定(ただし、65点未満の工事は実績から除く。以下「工事評定点」(P)という。)に対して、評定要領第3の(2)により構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事技術的難易度評価(以下「難易度評価値」という。)等から以下の方法により算定される基本割増(α)等の係数を用いて割増し、対象工事の工事成績の付与算定値(以下「付与算定値」(C)という。)を算定する。

$$C = P \times \{1 + \alpha \times \beta + \gamma + \varepsilon + \zeta\}$$

(ア) 基本割増 ($\alpha = (P - 65) / 35$)

工事評定点が65点で0、100点で1.0とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における工事成績をもって工事評定点とみなす。）とする。

(イ) 工事規模補正 (β)

アで求めた基本割増は、請負金額（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における出来高金額をもって請負金額とみなす。）1.1億円未満は2.0、9.0億円以上は5.0、1.1億円以上9.0億円未満は比例配分による割増数値を乗じて補正する。

(ウ) 優良工事割増 (γ)

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局長表彰で0.3、地方農政局長表彰で0.1として割増する。

(エ) 技術的難易度割増 (ε)

難易度評価値がⅠで0、Ⅵで0.6とする比例配分による割増数値を工事評価点に乗じて得た数値とする。

(オ) 直近係数 (ζ)

直近2年以内の完成工事について0.5を割増する。

イ 工事成績付与数値

次に上記の対象工事毎の付与算定値（C）の平均値を算定し、これに対象工事数に応じた倍率を乗じた工事成績付与数値（C'）を以下の表から算定する。

工事成績付与数値（C'）

（Aは管内の付与算定値Cの平均、Bは管外の付与算定値Cの平均）

管 内	管 外	工事成績付与数値（C'）
管内対象工事4件以上	管外対象工事は考慮しない	$A \times 4$
管内対象工事3件	管外対象工事2件以上	$A \times 3 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事1件	$A \times 3 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 3$
管内対象工事2件	管外対象工事4件以上	$A \times 2 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事3件	$A \times 2 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事2件	$A \times 2 + B \times 2 \times 0.5$

	管外対象工事 1 件	$A \times 2 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 2$
管内対象工事 1 件	管外対象工事 6 件以上	$A \times 1 + B \times 6 \times 0.5$
	管外対象工事 5 件	$A \times 1 + B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事 4 件	$A \times 1 + B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事 3 件	$A \times 1 + B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事 2 件	$A \times 1 + B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事 1 件	$A \times 1 + B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	$A \times 1$
管内対象工事なし	管外対象工事 8 件以上	$B \times 8 \times 0.5$
	管外対象工事 7 件	$B \times 7 \times 0.5$
	管外対象工事 6 件	$B \times 6 \times 0.5$
	管外対象工事 5 件	$B \times 5 \times 0.5$
	管外対象工事 4 件	$B \times 4 \times 0.5$
	管外対象工事 3 件	$B \times 3 \times 0.5$
	管外対象工事 2 件	$B \times 2 \times 0.5$
	管外対象工事 1 件	$B \times 1 \times 0.5$
	管外対象工事なし	0

ウ VE 提案評価点の加算

なお、評定要領第 3 の（3）により企業から VE 提案に係る評定を行った場合には、評定結果に応じ「VE 提案評価点（ δ ）」を以下の表から加算する。

VE 提案評価点（ δ ）

$$\delta = \delta_1 + \delta_2 + \delta_3$$

VE 提案評価点は 1 工事当たり 60 点、1 企業当たり 200 点を限度とし、当該農政局の管内・管外を問わず下表の値を集計し加算する。

VE 方式	落札の有無	評 定 値 等 (単位：点)						
		VE 提案評定	VI	V	IV	III	II	I
入札時 VE	落札者	VE 提案評価点 δ_1	60	50	40	30	20	10
		VE 提案評定	優		良		可	
	不落札者	VE 提案評価点 δ_2	15		10		5	
		VE 提案評定	優		良		可	

契約後 V E (入札後契約前 V Eを含む)	提案採用	V E 提案評定	VI	V	IV	III	II	I
		V E 提案評価点 δ 3	30	25	20	15	10	5

第 2 測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法
 測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法
 は、次の名号に掲げるところによる。

1 等級の区分

等級	測量・建設コンサルタント等 契約の予定価格の範囲	総 合 数 値
A	500万円以上	95点以上
B	150万円以上 500万円未満	70点以上 95点未満
C	150万円未満	70点未満

2 総合数値の算定方法

- (1) 年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・ A
 (2) 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・ B
 (3) 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・ C
 (4) 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・・・ D
 (5) 施行成績の審査数値・・・・・・・・・・ E
 (6) 審査結果の総合数値算定方式・・・・・・・・ A + B + C + D + E

3 各事項の付与数値

(1) 年間平均測量等実績高の付与数値

数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高	数 値	年間平均測量等実績高
55	10億円以上	50	5億円以上 10億円未満	45	1億円以上 5億円未満
40	5,000万円以上 1億円未満	35	2,000万円以上 5,000万円未満	30	1,000万円以上 2,000万円未満
25	500万円以上 1,000万円未満	20	300万円以上 500万円未満	15	200万円以上 300万円未満
10	100万円以上 200万円未満	5	100万円未満		

(2) 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額	数値	自己資本額
21	5億円以上	18	1億円以上 5億円未満	15	5,000万円以上 1億円未満
12	1,000万円以上 5,000万円未満	9	500万円以上 1,000万円未満	6	100万円以上 500万円未満
3	100万円未満				

(3) 流動比率及び営業年数の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	営 業 年 数
14	130%以上	10	25年以上
10	95%以上 130%未満	8	10年以上 25年未満
6	75%以上 95%未満	6	10年未満
2	75%未満		

(4) 専門技術者に関する付与数値

ア 学校卒業者

大学及び高校の農業土木科卒業者であって、かつ、農業土木関係の実務に7年以上従事した者、又はこれと同等以上の経歴があると認められる者の職員数に応じて、次表による数値とする。

職員数	1～3人	4～10人	11人以上
数 値	5	$5 + (\text{職員数} - 3) \times 2$	20

イ 技術資格

技術士法による技術士及び技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木及び農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画を選択した者、（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補、（公社）土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者及び同管理者補、農業土木技術管理士並びに農業用ため池管理保全技士、（一社）建設コンサルタンツ協会が認定したシビルコンサルティングマネージャーのうち農業土木部門、

（一社）農業土木事業協会が認定した農業水利施設機能総合診断士で登録されている職員数に応じて次の算式により得た値を付与する。ただし、20点を限度とする。

技術士 $\times 4$ + (技術士補+畑地かんがい技士+土地改良補償業務管理者+農業土木技術管理士+シビルコンサルティングマネージャー(農業土木部門)+農業水利施設機能総合診断士+農業用ため池管理保全技士) $\times 2$ + (畑地かんがい技士補+土地改良補償業務管理者補) $\times 1$

ウ 数値の計算

アの審査数 $\cdots\cdots\cdots A$

イの審査数 $\cdots\cdots\cdots B$

$A + B$

(5) 施行成績の付与数値

前年度末までの2年間に完了した1件の当初の予定価格が200万円を超える測量・建設コンサルタント等契約に係る業務について、業務成果等に関して評価した業務成績評定点の算術平均値に基づいて次の算式による。

$$E = \{ (\text{平均評定点} - 60) \div 4 \} \times (1 + a)$$

ただし、 a は α 、 β のうち、数値の大きいものとする。

ア 優良業務割増 (α)

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局表彰で0.3、地方農政局表彰で0.1として割増する。

イ プロポーザル方式業務割増 (β)

「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（平成7年2月28日7経第256号大臣官房経理課長通知）に基づく業務で0.3とする。

第3 審査項目の定義

審査項目の定義については、次によるものとする。

1 審査基準日

審査基準日とは、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）をいう。

2 年間平均測量等実績高

年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。

3 自己資本額

自己資本額とは、建設工事にあつては審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）、測量・建設コンサルタント等にあつては審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては、貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は、基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額をいう。

4 流動比率

流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。

5 営業年数

営業年数とは、事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。

6 適格組合の場合の審査項目の定義

申請しようとする者が第17条第3項に規定する適格組合（以下「組合」という。）で算定特例を希望する場合の資格審査事項の各項目の算定は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 種類別年間平均完成工事高は、当該組合の完成工事高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望す

- る品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（「以下関係組合員」という。）の完成工事高（組合に委託し、又は組合から委託を受けた工事及び他の関係組合員に委託した工事に係る工事高を除く。）との合計額とする。
- （２）年間平均測量等実績高は、当該組合の年間平均測量等実績高（関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）と関係組合員の年間平均測量等実績高（組合又は他の関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）との合計額とする。
 - （３）自己資本額は、当該組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との合計額とする。
 - （４）職員数は、当該組合の職員数と関係組合員の職員数との合計額とする。
 - （５）経営状況は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
 - （６）流動比率は、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を、当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比とする。
 - （７）その他の審査項目（社会性等）は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。
 - （８）営業年数は、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数の算術平均値とする。
- 7 建設コンサルタント業務における設計共同体の場合の定義項目
建設コンサルタント業務における設計共同体で認定を行う場合における、各事項の算定方法は、次に掲げるところによるものとする。
- （１）年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者の審査は、各構成員の年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者のそれぞれの和を用いて行うものとする。
 - （２）営業年数の審査は、各構成員の営業年数の平均値（１年未満は切り捨て）を用いて行うものとする。
 - （３）流動比率は、各構成員の流動資産の額の合計額を、各構成員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分率を用いて行うものとする。
 - （４）第２の３（５）に規定する平均評定点は、各構成員又は当該構成員での共同企業体の業務成績評定点の算術平均値とする。
- 8 その他

上記によるもののほか、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準に係る項目については、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 85 号）」によるものとする。

別表 1（第 3 条関係）

業 種 別 区 分 表

1 建設工事契約

業 種 の 区 分	内 容
1 土 木 一 式 工 事	土木工事業
2 建 築 一 式 工 事	建築工事業
8 電 気 工 事	電気工事業
9 管 工 事	管工事業
11 鋼 構 造 物 工 事	鋼構造物工事業
13 舗 装 工 事	舗装工事業
17 塗 装 工 事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電 気 通 信 工 事	電気通信工事業
24 さ く 井 工 事	さく井工事業
99 そ の 他	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2 測量・建設コンサルタント等契約

業 種 の 区 分	内 容
1 測 量	測量法（昭和24年法律第188号）第 3 条に規定する測量業務
2 土 地 家 屋 調 査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4 建 築 士 事 務 所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5 計 量 証 明	計量法（平成 4 年法律第51号）第 2 条に規定する計量証明業務
6 地 質 調 査	地質調査業者登録規程（昭和52年 4 月15日建設省告示第718号）第 2 条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8 そ の 他	その他の業務

別表 2 (別記関係)

区分	年間平均完成工事高	点数
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$

(31)	1 億円以上 1 億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1 億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

別表 3 (別記関係)

区分	自己資本の額又は平均自己資本額	点 数
(1)	3,000億円以上	2114
(2)	2,500億円以上 3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上 2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上 2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上 1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上 1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上 1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上 800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上 600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上 500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上 400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上 300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上 250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上 200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上 150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上 120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上 100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$

(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8 億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6 億円以上	8 億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5 億円以上	6 億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4 億円以上	5 億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3 億円以上	4 億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2 億5,000万円以上	3 億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2 億円以上	2 億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1 億5,000万円以上	2 億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1 億2,000万円以上	1 億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1 億円以上	1 億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1 億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)		1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

別表 4 (別記関係)

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8 億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6 億円以上	8 億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5 億円以上	6 億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4 億円以上	5 億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3 億円以上	4 億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2 億5,000万円以上	3 億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2 億円以上	2 億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1 億5,000万円以上	2 億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1 億2,000万円以上	1 億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1 億円以上	1 億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1 億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$

(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

別表5（別記関係）

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$

(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

別表 6 (別記関係)

区分	年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$

(22)	8 億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6 億円以上	8 億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5 億円以上	6 億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4 億円以上	5 億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3 億円以上	4 億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2 億5,000万円以上	3 億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2 億円以上	2 億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1 億5,000万円以上	2 億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1 億2,000万円以上	1 億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1 億円以上	1 億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上	1 億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)		1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$